



® 平成30年 1 月 15 日 (月)

No. 14606 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害損害賠償請求事件

(「携帯端末サービスシステム」特許(特許第4547077号)侵害損害賠償事件)

[上] (全2回)

—平成28年(ワ)第35182号、平成29年10月30日判決言渡—

被告の携帯端末サービスシステムは、原告特許の構成要件C(「その決定したキャラクターに応じた情報提供料を通信料に加算する課金手段を備え」)、構成要件F(「表示部に仮想モールド、基本パーツを組み合わせてなる基本キャラクターとを表示させ」)及び構成要件G(「前記基本キャラクターが、前記仮想モールド中に設けられた店にて前記パーツを購入する」)を充足しないことを説示し、前記被告携帯端末サービスシステムは、文言上、原告発明の技術的範囲に属しないと判示し(争点1)、及び原告発明の前記構成要件C、前記構成要件F及び前記構成要件Gは、均等の第1要件(非本質的部分)を満たさない、又、前記構成要件F及び前記構成要件Gは、均等の第5要件(特段の事情)を満たさないことを説示して、

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

前記被告携帯端末サービスシステムは原告発明と均等なものとして、その技術的範囲に属しないと判示して (争点2)、原告の請求を棄却した事例である。

第1 裁判所の判断

(裁判所は、1 本件特許請求の範囲及び本件明細書の発明の詳細な説明の記載について認定し、2 争点1 (被告の携帯端末システムは、文言上、本件発明の技術的範囲に属するか) 及び3 争点2 (被告の携帯端末システムは、均等なものとして本件発明の技術的範囲に属するか) について、判示して、原告の請求を棄却した。)

1 本件特許請求の範囲及び本件明細書の発明の詳細な説明の記載

(1) 本件特許請求の範囲の記載は、第2 事案の概要等 (後述) の2 前提事実 (1) のとおりとした。

(2) 本件明細書の発明の詳細な説明の記載

本件明細書の発明の詳細な説明の記載は、夫々の記載として必要とする箇所で別途記載されており、全体の記載は省略した。

2 争点1 (被告システムは、文言上、本件発明の技術的範囲に属するか) について

(1) 争点1-1 (被告システムの構成はいかなるものか) 及び争点1-2 (被告システムは本件発明の構成要件を充足するか) について

ア 構成要件Cの充足性について

構成要件Cは、「その決定したキャラクターに応じた情報提供料を通信料に加算する課金手段を備え」というものである。証拠によると、被告システムではピグ (キャラクター) はアイテムを組み合わせて構成されており、そのアイテムの購入に係る情報提供料は、ユーザーがあらかじめ携帯電話会社の提供する決済システム上で購入しておいた仮想通貨であるコインで支払われるものであると認められ、「キャラクターに応じた情報提供料」、すなわち、ピグ (キャラクター) を構成するアイテムの購入に係る情報提供料は、ユーザーが予め携帯電話会社が提供する決済システム上で購入しておいた「コイン」で支払われるものである。原告発明のように、「通信料」に加える、すなわち、「加算」するものではない。

これに対し、原告は、被告システムにおいて、アイテムを購入するために支払ったコインは、コインの購入代金として、携帯端末の「通信料」に「加算」されると主張するが、上記のとおり、携帯端末の「通信料」に「加算」されるのは飽くまで「コイン」の購入代金であり、また、証拠によると、コインの購入代金はアイテムの購入に要するコインの額と無関係にあらかじめ一定額に定められたものであると認められるから、それをアイテムと組み合わせたピグ (キャラクター) に応じた情報提供料ということはできない。

したがって、被告システムは、構成要件Cを充足しない。

イ 構成要件F及び同Gの充足性について

(ア) 構成要件Fは、「表示部に仮想モールド、基本パーツを組み合わせてなる基本キャラクターとを表示させ」と規定し、構成要件Gは、「前記基本キャラクターが、前記仮想モールド中に設けられた店にて前記パーツを購入する」と規定するものの、「仮想モールド」や「基本キャラクター」の意味するところやそれらの表示形態については、本件特許請求の範囲の文言からは、必ずしも明らかでない。

そこで、本件明細書の発明の詳細な説明及び図面の記載を参酌すると、「仮想モールド」や「基本キャラクター」を直接的に定義する記載は見当たらないものの、本件明細書の発明が解決しようとする課題では、【図5】を例示した上で、構成要件F及び同Gに対応する構成が記載されており (【0005】)、また、〔作用効果〕として、「ユーザーは、仮想モールドと、基本キャラクターと